

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家  
特別講師棟及びゲストルーム、ゲストハウス宿泊室使用規則

平成30年5月1日 制定  
令和元年10月1日一部改正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家（以下「交流の家」という。）の特別講師棟及びゲストルーム、ゲストハウス宿泊室（以下「講師棟宿泊室」という。）の使用に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(使用者の範囲)

第2条 講師棟宿泊室を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 交流の家が主催する事業の講師およびボランティア
- 二 文部科学省及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員
- 三 交流の家への来客者
- 四 障がい者を有する者
- 五 ファミリー利用者
- 六 交流の家の宿泊利用団体の代表者
- 七 その他所長が適当と認めた者

(管理者等)

第3条 講師棟宿泊室の管理運営に関する責任者は次長とする。また、講師室に関する事務は、事業推進係が行うものとする。

(使用料等)

第4条 使用者は、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程（以下「規程」という。）に定める施設使用料等を負担するものとする。

2 規程第3条第5項に基づく施設使用料の適用は別表のとおりとする。

3 次の各号に掲げる者は、講師棟宿泊室使用料を免除することができる。

- 一 交流の家が主催する事業の講師
- 二 文部科学省、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員及びボランティア
- 三 その他所長が認めた者

(使用者の義務)

第5条 使用者は、交流の家利用細則に則り、講師棟宿泊室をその用途以外の目的に使用

し、又は使用を許可された者以外に使用させてはならない。

(損害賠償)

第6条 使用者は、故意又は重大な過失により施設設備、備品等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（講師室使用料）

部屋の種類	室 番	定 員	使 用 料	備 考
特別講師棟	1号室	2	1人1,630円	バストイレ付き
	2号室	1	1,630円	バストイレ付き
	3号室	1	1,630円	バストイレ付き
ゲストルーム	1号室	1	1,220円	バストイレ付き
	2号室	1	1,220円	バストイレ付き
	3号室	1	1,220円	バストイレ付き
	4号室	1	1,220円	バストイレ付き
ゲストハウス ※バストイレ共用	1号室	1	810円	バストイレなし
	2号室	1	810円	バストイレなし
	3号室	1	810円	バストイレなし
	4号室	3	1人810円	バストイレなし
	5号室	8	1人810円	バストイレなし

※備考 本表は、使用者1人1泊についての料金である。

また、上記金額の他独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程第6条のシーツ等洗濯代を別途徴収するものとする。また、青少年団体以外の利用の場合は、同第5条の施設使用料を別途徴収するものとする。

